



上菅田中学校だより

第2号 平成29年5月10日発行

発行責任者 校長 関 恭雄

上菅田中学校 学校教育目標

- ◆学びを深め、実践力を養う
- ◆互いを認め、自分を伸ばす
- ◆豊かな心と健康な体をつくる
- ◆地域の一員、国際社会の一員を自覚し、行動する

相談窓口

5月になり、ゴールデンウィークが明ける頃になると、心身の不調を訴える生徒が増える傾向にあります。クラスや部活などの集団の中でもトラブルが起きやすくなり、集団の課題が表面化してくるのもこの時期です。目の前にいる生徒が、口には出さなくても心身ともに疲れ切っているかもしれない、自分が描いていた理想や希望と現実とのギャップにストレスを感じているかもしれないと、教員は何気なくかつ感度を上げて生徒の様子を観察しながら、声かけをおこないます。ご家庭でも、疲労やストレスのせい、または思春期の気難しさのせい、^{はんぜん}判然としない^{きげん}機嫌の悪い中学生を目の前にして、どう扱えばよいのか、親として迷うことが増え始めているかもしれません。

もし、お子様のことで心配なこと、気になることがある場合には、遠慮なく学校にご相談ください。第一の相談窓口は学級担任ですが、学級担任以外にも数多くの相談窓口がございますので、状況に応じて相談しやすい所へご相談ください。

☆学級担任以外の相談窓口☆

《学年主任》 (1年) ^{おがわ けんいち}小川 謙一 (2年) ^{あまいげ まなぶ}天池 学 (3年) ^{たかなみ ゆうこ}高浪 裕子

《個別支援学級主任》^{すずき けんじ}鈴木 健二 《生徒指導専任教諭》^{めら たつひろ}米良 龍洋

《養護教諭(特別支援教育コーディネーター)》^{つづきはし きなえ}続橋 早苗

《スクールカウンセラー(毎週水曜日来校)》^{はら しずか}原 静

※相談先の判断が難しい場合は、副校長 ^{うちだ}(内田) に相談してください。

上菅田中学校 TEL 045 (381) 7161

◆セクハラ相談窓口◆

主幹教諭 高浪 裕子 ・ 養護教諭 続橋 早苗 ・ 副校長 内田 ^{かつや}克弥

《学校以外の主な相談機関》

◇保土ヶ谷区役所 子ども・家庭支援相談 045 (334) 6396 月～金 8:45～17:00

◇西部児童相談所 045 (331) 5471

◇神奈川県警少年相談・保護センター 電話相談 045 (641) ^{まるまるよいこ}0045

フリーダイヤル 0120 (45) ^{よいこ}7867

FAX 相談 045 (641) 1975



横浜市が「学校生活あんしんダイヤル」を開設しました

1 目的 社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカー（SSW）が、児童生徒やその保護者から、直接いじめの申し立てを受ける他、いじめや不登校の背景にある学校生活での困りごとの相談を受け、早期解決を目指します。

2 対象 横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校に通う児童生徒とその保護者

3 電話番号 **045（663）1370**

4 電話相談を実施する日・相談受付時間

火・水・木・金曜日 9：00～12：00、13：00～16：00

（年末年始、相談員の合同研修日等、相談をお休みする場合があります）

5 開設日 平成29年5月9日（火）～

※【スクールソーシャルワーカー（エスエスダブリューSSW）とは】

児童生徒の学校や日常生活における悩み等について、社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。いじめ、暴力行為、非行といった問題行動、不登校、児童虐待などの背景を見極めたうえで、子どもや家庭に働きかけ、医療機関、児童相談所、福祉保健センター、警察などと連携して問題解決にあたります。

※【相談窓口の流れ】

ステップ1 相談者のお話を うかがいながら、困りごとは何であるのか、また、何が困難さを生み出しているのかを さぐ探ります。

ステップ2 相談者がどうされたいのかを中心に、どうしたら困りごとを解決できるのかプランを一緒に考えます。

ステップ3 ステップ2で考えたプランを、相談者とともに実行します。



※その他のいじめ相談窓口

名称	いじめ110番	24時間子供SOSダイヤル	子どもの人権110番	ユーステレホンコーナー
番号	0120-671-388	0120-0-78310 <small>なやみ言おう</small>	0120-007-110	0120-45-7867 <small>よいこ なやむな</small>
相談時間	365日24時間	365日24時間	月～金8:30～17:15	月～金8:30～17:15
内容	いじめ等に関する 悩みの相談	いじめ等に関する 悩みの相談	いじめ・体罰・児童 虐待など、子どもの 人権に関する相談	非行やいじめ、犯罪 被害等に関する相 談と支援
管轄	横浜市教育委員会	文部科学省	法務省・法務局	神奈川県警察